

高齢者等への各種支援事業利用申請書兼同意書

安否確認システ・緊急通報システム・救急医療情報キット配布

豊後高田市長 様

年 月 日

裏面の「同意事項」に同意の上、下記の事業を利用したいので、申請します。

☆希望する事業の□にチェックを入れてください

1 安否確認システム事業^(※)

2 緊急通報システム事業^(※)

3 救急医療情報キット配布事業

詳細は別紙カラー刷りチラシをご覧ください。

※1、2の申請は、ケーブルテレビの加入が条件となります。ケーブルテレビ未加入の場合は、後日、ケーブルテレビ加入の申込書を送付させていただきます。

【加入の申込みに関する問合せ先】

ケーブルテレビ受付窓口

電話 0978-22-3130

申請者

ふりがな		男・女	生年月日	昭和
氏名				年 月 日
住所	〒	続柄	電話番号	
			携帯番号	

利用者(申請者と同じ場合は、下記の氏名・性別・生年月日・住所・続柄・電話番号の記入は必要ありません。)

ふりがな		男・女	生年月日	昭和
氏名				年 月 日
住所	〒	続柄	電話番号	
			携帯番号	
障がいの種別	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (障がいの程度 級・第 種)			
	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳			
障がい区分	視覚 ・ 聴覚 ・ 言語 ・ 肢体 ・ 内部 ・ 知的 ・ 精神			
かかりつけ病院		電話番号		病名等
介護保険	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 介護認定あり (要支援 1.2 / 要介護 1.2.3.4.5)			
世帯状況 同居者の状況 ※同居者が2人以上の場合は、 2人分の情報をご記入下さい。	1 ひとり暮らし世帯 ・ 2 同居者がいる世帯			
	①氏名		②氏名	
	生年月日	昭和 年 月 日 (歳)	生年月日	昭和 年 月 日 (歳)
	心身の状況		心身の状況	
	続柄		続柄	

裏面に続く

1～3の各種事業を申請される場合、ご記入ください。

I 各種事業を利用するにあたり、緊急時に連絡する必要がある方を教えてください。

※ 緊急連絡先は、なるべく近親者等(子ども、孫、姪甥等)をご記入ください。

【1】 緊急連絡先	ふりがな	続柄	電話番号	
	氏名		携帯番号	
	〒 住所			
【2】 緊急連絡先	ふりがな	続柄	電話番号	
	氏名		携帯番号	
	〒 住所			

II 人感センサーに反応がなかった場合の安否確認協力者
体調不良等あった場合に緊急ボタンを押した時の通報先協力員 } の登録が必要です。

※ 下記協力者は、ご近所の方をお願いしてください。
(ただし、緊急通報システム事業の通報先協力員は、ケーブルテレビ加入者に限ります。)

【1】 通報先協力員 兼 安否確認協力者	ふりがな	続柄	電話番号	
	氏名		携帯番号	
	〒 豊後高田市			
【2】 安否確認協力者	ふりがな	続柄	電話番号	
	氏名		携帯番号	
	〒 豊後高田市			
【3】 安否確認協力者	ふりがな	続柄	電話番号	
	氏名		携帯番号	
	〒 豊後高田市			

【同意事項】

1・2 安否確認及び緊急通報システム利用に関する同意書

(1)住居の立ち入り、住居の破損等、最善の支援を行ったことについての同意

私は、安否確認協力者、緊急通報先協力員、消防職員、社会福祉協議会、関係機関等が私の安否確認のために自宅に訪問し、連絡が取れない、応答しない等の場合、私の住居内への立入を認めます。その時に生じた住居等破損の修理に要する費用について、請求もいたしません。また最善の支援を行って、これを回避できなかった場合についても安否確認協力者等に責を問わないことに同意します。

(2)規則・要綱の規定遵守

私は、豊後高田市一人暮らし高齢者等安否確認システムの利用に関する規則の規定を遵守します。

私は、豊後高田市一人暮らし高齢者等緊急通報システムの利用手続に関する要綱の規定を遵守します

(3)災害時など、ケーブル線の断線や、機器の故障があった場合、利用ができなくなることへの同意

災害などによる停電やケーブル線の断線、機器の故障(経年劣化等を含む)があった場合、安否センサー・緊急通報システムが利用できなくなる可能性があることを承諾し、利用します。

3 救急医療情報キット配布に関する同意書

私は救急医療情報キット配布を受けるにあたり、下記事項について同意します。

(1)救急活動によっては、救急キットを活用しない場合があること。

(2)冷蔵庫用ステッカーを所定の位置に貼ること。

(3)救急活動の際、救急隊等が本人及び同居人等の同意を得ることなく、冷蔵庫の扉を開けて救急キットを取り出す場合があること。

(4)かかりつけ医療機関があっても、他の病院に救急搬送される場合があること。

(5)救急情報シートに救急隊員への伝言を記載されていても、必ずしも実行されない場合があること。